

「離婚した時」の主な手続き

総務課 R2.2.25

※離婚届を提出した後、下記の手続きについてご相談下さい。

チェック	種 別	返 還 ・ 届 け 出 先	備 考
	児童手当 (受給者が変わるとき) 離婚日の翌日から15日以内	【市】 こども支援課 児童班 (2階E番 TEL 29-5075) 各総合支所・各支所 市民福祉課 各出張所(周東地域を除く)	※世帯の状況により、下記以外に必要な書類があります ・新受給者となる方の印鑑(シャチハタ不可) ・新受給者の健康保険被保険者証等 ・新受給者の金融機関口座番号(普通預金)の確認できるもの
	児童扶養手当 申請される場合は、事前に相談してください。資格、所得制限等の一定の要件があります。	【市】 こども支援課 児童班 (2階E番 TEL 29-5075) 各総合支所・各支所 市民福祉課	※世帯の状況により、下記以外に必要な書類があります ・印鑑(シャチハタ不可) ・戸籍謄本 ・住民票 ・健康保険被保険者証 ・年金手帳 ・請求者の金融機関口座番号(普通預金)の確認できるもの
	ひとり親家庭等医療費助成制度 ※18歳の年度末までのこどもを養育している方 資格、所得制限等の一定の要件があります。	【市】 障害者支援課 福祉こども医療班 (1階12番 TEL 29-5074) 各総合支所・各支所 市民福祉課	・健康保険被保険者証(世帯全員) ・印鑑(シャチハタ不可) ・離婚の記載のある戸籍謄本
	福祉医療受給者証 但し、既に受給されている方で、苗字・住所・保険等が変わる方が対象です。	【市】 障害者支援課 福祉こども医療班 (1階12番 TEL 29-5074) 各総合支所・各支所 市民福祉課 各出張所(周東地域を除く)	・福祉医療受給者証 ・印鑑(シャチハタ不可)
	バス優待乗車証 但し、既に受給されている方で、苗字・住所・保険等が変わる方が対象です。	【市】 障害者支援課 障害者福祉班 (1階13番 TEL 29-2522) 高齢者支援課 長寿支援班 (1階14番 TEL 29-2588) 各総合支所・各支所 市民福祉課	・バス優待乗車証
	障害福祉サービス 受給中のサービス・手当・医療等の変更手続き 但し、既に受給されている方で、苗字・住所・保険等が変わる方が対象です。	【市】 障害者支援課 障害者福祉班 障害者支援班 (1階13・14番 TEL 29-2522) 各総合支所・各支所 市民福祉課	・受給中のサービス、手当、医療等の受給者証 ・印鑑(シャチハタ不可)
	保育園・認定こども園・幼稚園	【市】 こども支援課 保育班 (2階E番 TEL 29-5077) 各総合支所・各支所 市民福祉課 各保育園・認定こども園・幼稚園	・印鑑(シャチハタ不可) ※世帯構成、保育を必要とする事由等に変更がある場合必要となります
	離婚時の年金分割制度 (離婚後2年以内に手続を行う必要があります)	岩国年金事務所 (TEL 24-2222)	・個人ごとで事情が異なるため、事前に年金事務所か国民年金班に電話確認をして手続きしてください
	市県民税 (寡婦(夫)控除についての説明)	【市】 課税課 市民税班 (2階G番 TEL 29-5054) 各総合支所・各支所 市民福祉課	・手続きは、確定申告や市県民税申告、年末調整の時期になります
	市税の引き落とし口座の変更手続き ・口座名義人の氏が変わる場合 ・口座名義人が元の配偶者の場合など	【市】 収税課 管理班 (2階F番 TEL 29-5059) 各総合支所・各支所 市民福祉課 各出張所(周東地域を除く)	・通帳、通帳届出印